

9980 7980

九一

極秘

別 了	新 領	大 受	課 出	局 領	務 受	主 號
大正 四年 九月 十二日	大正 四年 九月 十二日	大正 四年 九月 十二日	大正 四年 九月 十二日	大正 四年 九月 十二日	大正 四年 九月 十二日	大正 四年 九月 十二日

覽 長	後 局	決 行	帶 長
課 長	課 長	課 長	課 長

局長 主務

參事官

次官

高級 副官

主務 副官 官房 主計

局長 主務

課長 主務

審案筆記者

件名 民間ニ於テ飛行機設計ヲナサシムル件

連帶

課名

廳名

決行後回覽課名

課長

監

決裁案

從來陸軍ニ於テ採用セル飛行機ハ全部外國ニテ設計
 セルモノニシテ之カ完成品ヲ調辦シ若クハ製作權ヲ買収
 ノ上我官民工場ニテ製造シタルモノニ依リ補給シ来レルモ
 設計製造等ノ技術モ大ニ進歩シ今日ニ於テハ全部我
 國ニ於テ實施シ得ルノ機運ニ到達シ且現制式ノ乙式
 一型偵察機ハ近ク製造權ノ期限満了トナル可キヲ以
 テ此際純日本制式ヲ制定シ併セテ民間工場助長
 爲ノ概ネ左記要領ニ依リ民間ニテ飛行機ノ設計
 茲ニ模範ノ製作ヲナサシメ度
 右決裁相成度候也

右記

一 飛行機ノ種類

偵察用飛行機

二 飛行機ノ性能

別紙記載ノ通

三 設計試作ノ要領

従来陸軍ニテ指導シ来レル

會社若クハ確實ト認メタル會社ヲ指定シ先ツ設

計要領ヲ提出セシメノ審査合格セルモノニ對シ試作

セシム

試作機數一會社ニ機以內トス

四 採用後ノ製造權及製造

採用セルモノノ製造權ハ陸軍ノ所有トシ各官民工場ニ

於テ製造セシム

五、所要経費

軍事賞兵器及馬匹賞工兵

器具費約二十五万圓トス

六、其他、審査、契約、指導、支拂等實施、細部ニ

関シテハ陸軍航空本部ニ行ハシム

七、前各項ニ對シ陸軍航空本部ニ於テ細部研究ノ結

果更ヲ要スル場合ニ於テハ豫メ案ヲ具シ伺出

セシム

		内		有	航	最	常	上	要	軍用偵察機ノ性能ノ標準		
無線電信電話機		航空寫真機	機関銃	乗員	効搭載量	續時間	大水平速度 (常用高度ニ於テ)	常用高度	昇限度	要素	要求程度	摘
一		二	四	二	五五〇キ	四時三〇分	二〇〇ノ時	五〇〇〇米	七〇〇〇米			全備重量ニ對スル理論上昇限度トス
		五十種(又ハ米ニ〇種)ノモノ、三十五種ノモノ、トシテ 同用ファイルム共	固定式ニ回轉式ニ同貫包ニ〇〇ノ弁ヲ含ム		内譯ニ示ス乗員武裝裝備品等ノ搭載ノ場 合ヲ基準トス	全馬力運轉ノ燃料消費量ヲ基準トス						要

陸軍

一四九、一〇

指令
申請之通
(陸軍航空本部長)



秘

陸軍航空本部 第六三九

第一八〇番

偵察機設計試作實施ニ關スル件申請

大正拾四年十二月拾日

陸軍航空本部長 安満 欽

陸軍大臣 宇垣一成 殿

本年十月二日陸密第三〇五號達ニ基キ審査ス
ハキ首題飛行機ノ設計並試作ニ關シテ
ハ別紙要領ニ據リ實施致度及申請
候也

別紙要領
十月十日

川
14. 11
午後

陸軍

7960



航部發技第六號

試製偵察機審査ノ件報告

昭和三年一月卅日 陸軍航空本部長 井上 幾太郎

陸軍大臣 白 川 義 則 殿

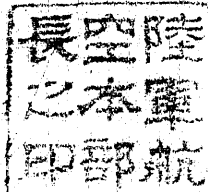
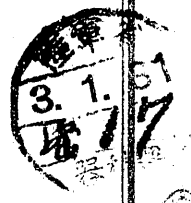
首題ノ件左記別冊ヲ以テ報告ス

左 記

試製偵察機審査報告

壹 部

昭和三年一月卅日
密 第五五九四
三月廿一日



陸 軍

秘

本報告を荷保に下付す

豊村保

昭和三年一月二十四日

試製偵察機審査報告

陸軍航空本部

- 試製偵察機審査報告目次
- 一 試製偵察機審査經過の概要
 - 二 判決
 - 三 試製偵察機成績表
 - 四 試製偵察機性能構造等諸元表
- 附 録

試製偵察機審査經過ノ概要

昭和三年一月五日

本審査ハ附録第一偵察機審査要領ニ據リ昭和二年七月一日其業務ヲ開始ス

七月二十八日ヨリ八月四日ニ亘ル間ニ於テ三菱、石川島、川崎、各機空中輸送又ハ梱包輸送ヲ以テ當部ニ到着シタルヲ以テ附録第二偵察機第一號機受領検査計畫ニ基キ受領検査ヲ開始シ八月二十三日第一回委員會ヲ開催ス 受領検査終了後直ニ基本審査ヲ開始シ十月二日基本審査ヲ終了十月八日各會社ニ對シ第一號機實用審査前ノ改修所要事項並ニ第二號機ニ對スル改修所要事項ヲ指示シ(附録第三)改修ヲ命ス

十月二十日第二回委員會ヲ開催シ三機ヲ實用試験ニ附スル件

竝ニ第二號機ノ審査方針ヲ決定ス第一號機（五月十三日ヨリ）ノ附録第四偵
 察機第一號機實用審査要領ニ基キ實用審査ヲ開始シ
 十二月七日實用審査ヲ終了ス
 十一月二十一日第二號機ヲ受領シタルヲ以テ附録第五偵察機第
 二號機受領検査計畫ニ基キ受領検査ヲ實施シ次テ附録
 第六偵察機第二號機審査計畫ニ基キ審査ヲ開始シ昭
 和三年一月十四日第二號機ノ審査ヲ終了ス
 一月二十三日第三回委員會ヲ開催シ本偵察機ノ審査ヲ終
 了ス

判決

川崎機ハ偵察機トシテ適當ト認ム

理由

川崎機

本機ハ別紙成績表ニ示ス如ク飛行性能ヲ充足シ操縦性・裝備・偵察・通信等ノ成績良好ニシテ構造強度・射撃・對敵等ノ成績ハ特ニ優秀ニシテ實用ニ供シ得但シ若干ノ改修ヲ施スヲ可トス

石川嶋機

本機ハ概不飛行性能ヲ充足シ操縦性・裝備・偵察・通信等ノ成績良好ナルモ構造強度・射撃・對敵等ニ於テ遺憾点甚カラス相當大ナル改修ヲ施サレハ實用ニ供シ得ス

三菱機

本機ハ飛行性能良好ナルモ操縦性偵察觀測通信
 對敵等ニ於テ其成績充分ナラス而シテ之カ改善ハ
 困難ニシテ實用ニ供シ得サルモノト認ム

E160

試
製
偵
察
機
成
績
表

昭
和
三
年
一
月
二
十
七
日

基本審査							別審査
項目	飛行性	操縦性	構造	強度	取扱法	推進機	装備
成績	良好 所望ノ要求ヲ充足 スルモノト認ム	可 若干ノ改修ニヨリ實用 ニ供シ得	可 一部ノ改修ニヨ リ實用ニ供シ得	可 若干ノ改修ニヨ リ實用ニ供シ得	可 飛行準備ノ為若 干ノ不便アルモ取 扱ハ概テ容易ナリ	可 實用ノ價値アルモノ ト認ム	良好 若干ノ改修ニヨリ實用 ニ供シ得
實用審査							別審査
項目	偵察	観測 通信	機上 設備	取扱 耐久	射撃	取扱 耐久	飛行 学校
成績	可 若干ノ改修ニヨリ實用ニ供 シ得ルモノト認ム	可 概テ所望ノ要求ヲ充足シアル ヲ以テ實用ニ供シ得ルモノト認ム	可 若干ノ改修ヲ施セハ實用ニ 得ルモノト認ム	可 若干ノ改修ニヨリ實用ニ 適スルモノト認ム	良好 若干ノ修正ヲ施セハ實用極 トシテ適當ニシテ三機中第 一位ナリ	可 實用機トシテ成績可シ テ三機中第一位ナリ	可 初歩練習機習得者ニシテ若干回 來飛行ヲ實施セハ單獨飛行 ヲ實施得實用ニ供シ得ルモノト認ム

川崎製試製偵察機成績表

昭和三年一月二十七日

基 本 審 査							別 査 審
飛 行 性	操 縱 性	構 造	強 度	取 扱 法	推 進 機 關	裝 備	項 目
良好 概不所望ノ要求ヲ充 足スルモ尚改善ヲ要ス	可 若干ノ改修ニヨリ實用ニ供 シ得	可 概可 稍大ナル改修ヲ 要ス	可 稍大ナル改修ヲ 要ス	可 飛行準備、概不充 易ナルモ分解組立 及調整作業、相當 困難ナリト認ム	良好 實用、價値アルモノト認ム	良好 若干ノ改修ヲ施セハ實用 ニ供シ得	成 績
實 用 審 査							別 査 審
下 志 津 飛 行 學 校			明 野 飛 行 學 校			所 飛 行 學 校	項 目
偵 察	觀 測 通 信	機 上 設 備	取 扱 耐 久 加 修	射 擊	對 敵 編 隊	取 扱 耐 久 加 修	成 績
可 若干ノ改修ヲ施セハ所望ノ要求 ヲ充足シ實用ニ供シ得ルモノ ト認ム	可 概不所望ノ要求ヲ充足シアルヲ 以テ實用ニ供シ得ルモノト認ム	可 輕易ナル改修ヲ施セハ實用 ニ供シ得ルモノト認ム	可 若干ノ改修ニヨリ概不實用ニ 供シ得ルモノト認ム	不良 成績不良ニシテ實用ニ供 シ難シ	不良 大ナル改修ト著シキ効力ノ増 加ヲ劃ルニアラサレハ實用 ニ供シ難キモノト認ム	可 實用機トシテ成績充分ナラス	成 績
初歩練習機習得者ニシテ若干同 乘飛行ノ實施セハ單獨飛行ヲ實 施ニ得實用ニ供シ得ルモノト認ム							

石川島製試製偵察機成績表

昭和三年一月二十七日

三菱製試製偵察機成績表

基本審査							別審査
項目	飛行性	操縦性	構造	強度	取扱法	推進機	装備
成績	良好 概ネ所望ノ要求ヲ充足ス	不可 大ナル改修ヲ施スニアラサレハ實用ニ供シ得ス	可 相當大ナル改修ニヨリ實用ニ供シ得	可 相當大ナル改修ニヨリ實用ニ供シ得	得 飛行準備ハ概ネ容易ナルモ分解組立及調整作業ハ稍困難ナリ	良好 實用ノ價値アルモノト認ム	不良 欠点多シ實用ノ價値少シ
實用審査							別審査
項目	偵察	観測	機上設備	取扱耐久	野飛	飛行	所飛
成績	不良 概ネ不満足ナルヲ加フルニアラサレハ實用ニ供シ得サルモノト認ム	概可 産々ノ欠点アルヲ以テ其ノ修繕ニ用ニ適セサルモノト認ム	概可 相當大ナル改修ニヨリ實用ニ供シ得サルモノト認ム	概可 相當大ナル改修ヲ施セハ實用ニ供シ得サルモノト認ム	不良 不備ノ點少ナカラサルモ大ナル改修ヲ施セハ實用ニ供シ得サルモノト認ム	不良 大ナル改修ヲ為スニアラサレハ實用ニ供シ得サルモノト認ム	不可 諸般ノ効力ヲ著シノ向上セシムルニアラサレハ實用ニ供シ得サルモノト認ム

昭和三年一月十八日

9260

試製偵察機性能構造並諸元表

昭和三年一月二十四日

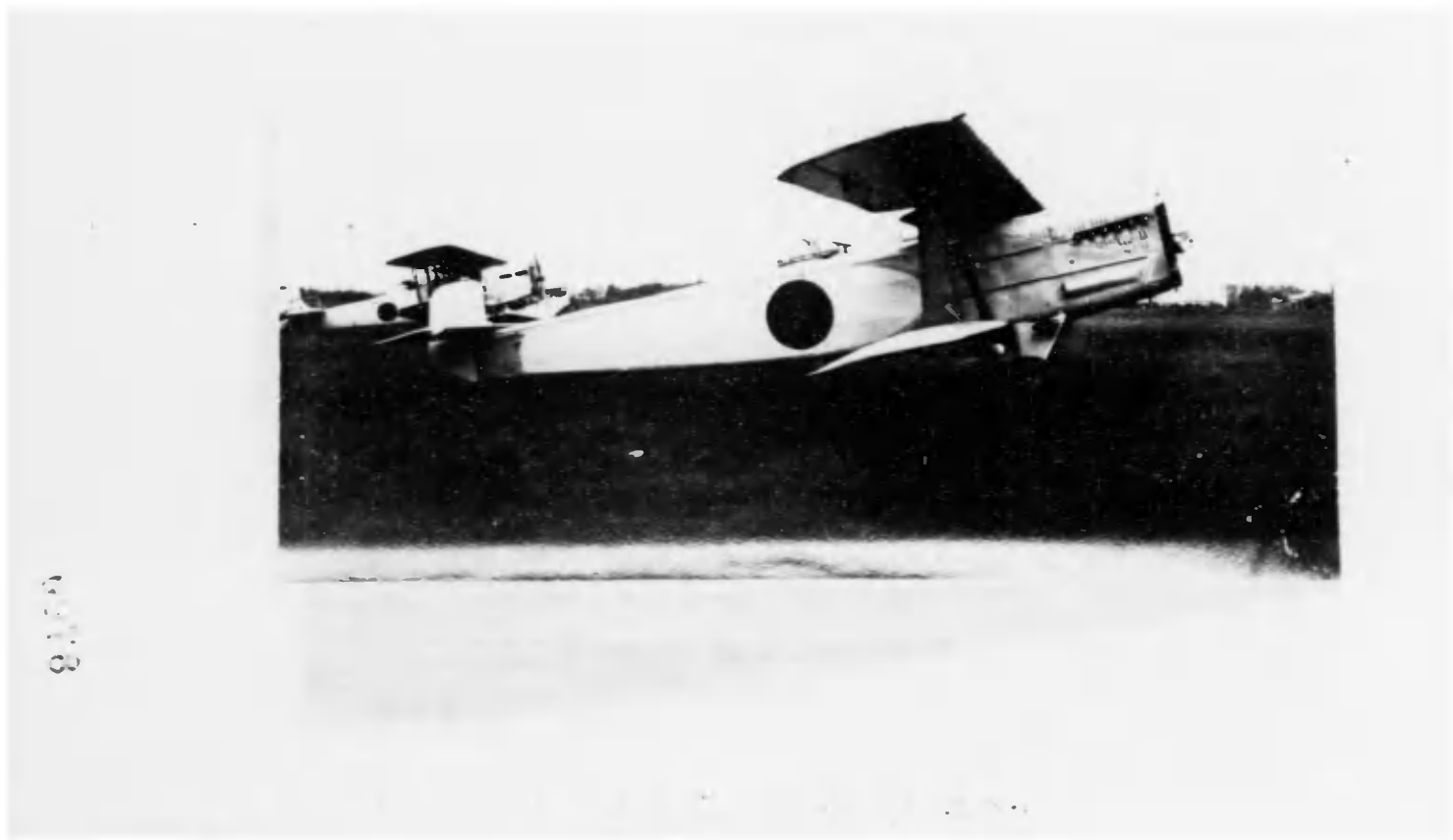
試製偵察機飛行性能表

着陸距離	離陸距離	昇時間 高度 三〇〇〇米迄	上昇限度	最小水平飛行速度 時/時	最大水平飛行速度 時/時		高度 五〇〇〇米	區分
					全	全		
六六九米	五〇五米	一五分四五秒	六五〇〇米	一一一	二一〇	三一八	一九六	川崎機
六八四米	四〇六米	一五分	六二五〇米	一一二	二〇九	二〇三	一七九	石川島機
五三七米	三六一米	一分五九秒	七〇〇〇米	一一〇	二二三	二一三	一八九	三菱機

昭和三年一月十八日

川崎機構造概要並寫真圖

一般結構	主翼	補助翼	胴体	尾翼	發動機架	降着装置	特徴
<p>前段型配置、下翼、稍小ナル複葉ニシテ上下翼ハ左右各二本ノ外部支柱及斜支柱ニヨリ連結セラレ飛行線及着陸線ヲ有セス</p>	<p>上翼ハ中央及左右ノ三部ニ下翼ハ左右ノ二部ニ分ル 折ハ鋼型材及「ダニアルミン」筋違材ヲ以テ組立タル金屬製桁ニテ木製小骨及「ダニアルミン」補強渡管ト共ニ骨格ヲ構成シ翼内張線ニハ「リボン」線及鋼線ヲ用ヒ羽布張ナリ 中央支柱及斜支柱ハ鋼製、外部支柱ハ「ダニアルミン」製ナリ</p>	<p>軸管ハ「ダニアルミン」管ニシテ小骨ハ木製羽布張ナリ 上部補助翼ハ平衡小骨ヲ有シ衝角ノ調整ヲ可能ナラシム</p>	<p>「ダニアルミン」材ニ成ル肋材及斜材ニヨリ骨格ヲ構成シ前後部及上下面ハ「ダニアルミン」板張ニシテ両側面ノ一部羽布張ナリ断面ハ概テ隅ノ四キ矩形ヲナス</p>	<p>昇降舵ニテ方向舵前縁及各軸管ニ「ダニアルミン」ヲ使用セル外全部木製ニテ垂直板及水平安定板ハ合板張其他ハ羽布張ナリ又昇降舵及方向舵ニハ平衡面ヲ有ス</p>	<p>胴体前部ノ骨格ノ一部ニシテ取換式發動機架台ヲ有ス</p>	<p>脚ハ二本ノ「ダニアルミン」製脚柱及鋼製十字桿等ヨリ成リ緩衝装置ニハ護護紐ヲ用フ 尾樑ハ鋼板製ニシテ緩衝装置ハ護護円盤及護護紐ヲ用フ</p>	<p>一 翼組ノ結構 二 胴体ノ結構 三 衝角ヲ調整シ得ル平衡小骨 四 脚及尾樑ノ結構 五 取換式發動機架台</p>



9.1.13

石川島機構造概要並寫真圖

一般結構	<p>前段形配置複葉ニシテ上下翼ハ一組ノ形支柱ニヨリ連結セラレ飛行線及着陸線ヲ用フ</p> <p>上翼ハ中次及左右ノ三部ニ下翼ハ左右ノ二部ニ分レ上下左右翼ハ同形同大ナリ</p> <p>桁ハ「ゲユラルミン」鋳ヲ以テ組立テタル金屬製桁ニシテ木製小骨及「ゲユラルミン」補強渡管ト共ニ骨組ヲ構成シ翼内縁ハ鋼線飛羽布張ナリ</p> <p>支柱ハ鋼管製ニシテ「ゲユラルミン」鋳流線形覆ヲ附ス飛行及着陸線ハ「リボン」線ナリ</p>
主翼	<p>軸管ハ軟鋼管ニシテ木製小骨ヲ用ヒ羽布張ナリ</p> <p>「スロットツド」翼ナリ</p>
補助翼	<p>木骨合板張ニシテ断面概ネ五角形ヲナス</p>
胴体	<p>垂直板及水平安定板ハ木製合板張ニシテ翼羽布ヲ張リアリ、昇降舵及方向舵ハ舵軸ハ「ゲユラルミン」管其他ハ木製羽布張ナリ、昇降舵ハ平衝面ヲ有シ方向水平安定板ハ迎角變更裝置ヲ有ス</p>
尾翼	<p>軟鋼管鉚着作業ニヨリ組立ラレ四本ノ螺桿ニヨリ胴体ニ着脱セラルル取換式發動機架ナリ</p>
發動機架	<p>脚ハ鋼管製ニシテ普通形狀モノナリ緩衝裝置ハ油圧及護謨丹盤ヲ用フ</p> <p>尾樑ハ鋼管製組立式ニシテ緩衝裝置ニハ護謨紐ヲ使用セリ</p>
降着装置	<p>脚ハ鋼管製ニシテ普通形狀モノナリ緩衝裝置ハ油圧及護謨丹盤ヲ用フ</p> <p>尾樑ハ鋼管製組立式ニシテ緩衝裝置ニハ護謨紐ヲ使用セリ</p>
特徴	<p>一 脚緩衝裝置</p> <p>二 尾樑ノ結構</p> <p>三 方向舵平衝部</p>



0-100

三菱機構造概要並寫真圖

一般結構	<p>前段形配置ニ半葉型翼間隔大ニシテ高サ亦稍大ナリ X型支柱ヲ用ヒ飛行線及着陸線ハ一面ニノミ存ス</p>
主翼	<p>上下翼ハ左右ニ部々分シ中央翼ヲ有セス 桁及小骨ハ木製ニシテ「ガニラルミン」補強渡管及鋼線並ニ「リボン」線ノ張線ヲ用ヒ羽布張リナリ支柱ハ組合セ鋼柱及円形鋼管ヲ用ヒ円形鋼管ハ「ガニラルミン」級流線形覆ヲ附ス 飛行線及着陸線ニ「リボン」線ヲ用フ</p>
補助翼	<p>「ガニラルミン」骨組ニシテ羽布張ナリ 平衡面ヲ有ス</p>
胴体	<p>骨格ハ「ガニラルミン」型材ヲ以テ組立テ上面ハ合板其他ハ羽布張ナリ、断面ハ概ネ矩形ヲナス</p>
尾翼	<p>「ガニラルミン」骨組ニシテ羽布張ナリ方向舵及昇降舵共平衡面ヲ有ス 水平安定板ハ迎角變更装置ヲ有ス</p>
發動機架	<p>骨組ハ胴体ト同様「ガニラルミン」型材ノ綴釘作業ニヨリ組立ラレ四本ノ螺桿ヲ以テ胴体ニ着脱セラルル取換式發動機架ナリ</p>
降着装置	<p>脚ハ鋼管ニ「ガニラルミン」級覆ヲナシ關節組立ニシテ護謨紐及摩摺ヤル緩衝装置ヲ附ス 尾搖ハ特種鋼管製ニシテ緩衝装置ニハ護謨紐ヲ使用ス</p>
特徴	<p>一翼組ノ結構 二胴体ノ結構 三脚及其緩衝装置ノ結構</p>



21860

偵察機諸元表 (川崎機)

項目		数量	項目	数量
✓ 型	式	複葉	翼 ^レ	上 翼
全	上 翼	15,300	面積 (平方米)	下 翼
幅 (米)	下 翼	13,340		計
全	長 (米)	11,380	翼弦 (米)	上 翼
全	高 (米)	3,380		下 翼
轆間距離 (米)		2,190	トラス ^ア ストラク ^パ	上 翼
燃料タンク容量 (立)		940		下 翼
滑油タンク容量 (立)		78	翼間隔 (米)	1,730
発動機		ハ、エ、ム、フ、六、型 四、五、口、馬、力、発、動、機	喰 違 (米)	0,520
冷 却 器		リンドレー ^フ 前 置 式	翼 断 面	9° 47'3
プロペラ		木 製 D=3,300mm	主翼取付角	1° 30'
車 輪		900 ^{mm} × 165 ^{mm}	上 反 角	0
自 重 (kg)		1760.7	後 退 角	0
塔 載 量 (kg)		1085.8		
全 備 重 量 (kg)		2846.5		

0983

偵察機諸元表 (石川島機)

品 目		数 量	項 目		数 量
型 式	複 葉		翼 面 積 (平方米)	上 翼	27
全 幅 (米)	上 翼	24.010	翼 積 (米)	下 翼	22
	下 翼	23.550		計	49
全 長 (米)		28.17	トラス ストラク チャー	上 翼	2.00
全 高 (米)		3.725		下 翼	2.00
轆 間 距 離 (米)		2.000	翼 間 隔 (米)	上 翼	4.01
燃 料 タンク 容 量 (リットル)		910		下 翼	6.13
滑 油 タンク 容 量 (リットル)		68	翼 間 隔 (米)	2.024 (後縁=上F)	
発 動 機	三菱 6型 100馬力 液冷式		喰 違 (米)	0.400	
冷 却 器	M.F.F 型 液冷式		翼 断 面	80°59'10"	
Lプロペラ	径 D=3.213 m		主 翼 取 付 角	上 翼	0
車 輪	800 mm x 150 mm			下 翼	1°30'
自 重 (kg)	1733.8		上 反 角	1°30'	
塔 載 量 (kg)	1085.8		後 退 角	0	
全 備 重 量 (kg)	2819.6				

0084

偵察機諸元表 (三菱機)

項目		数量	項目	数量
型式	一	半葉	翼	上翼 34.5
全幅(米)	上翼	17.400	翼面積(平方米)	下翼 15.5
	下翼	11.000		計 50.0
全長(米)	9.550	翼弦(米)	上翼 2.150	
全高(米)	4.350		下翼 1.550	
轆間距離(米)	2.500	レバ ホル	上翼 8.09	
燃料タンク容量(リットル)	930		下翼 7.10	
滑油タンク容量(リットル)	63	翼間隔(米)	(下翼附根=0.4)	
牽動機	11式四五型牽動機 圧縮比 6.0	噴	噴	1.445
冷却器	ランブラー 懸吊式	翼断面	90° 44°	
プロペラ	金属製リード型 D=3.150m	主取付角 翼	上翼	0
車輪	700 ^m × 200 ^m		下翼	0
自重(kg)	1613.5	上反角	上翼	0
搭載量(kg)	1085.8		下翼	4° 5'
全備重量(kg)	2749.3	後退角	0	

0935

9850

附録第一

試製偵察機審査要領

昭和二年六月
陸軍航空本部技術部

試製偵察機審査要領

一 本要領ハ大正十五年度ニ於テ民間會社ニ試作ヲ命シタル試製偵察機ノ審査ニ關スル一般事項ヲ規定スルモノトス

二 審査ノ目的ハ前項ノ試作偵察機ヲ比較試験シ將來陸軍

ニ採用スヘキ偵察機ヲ選定スルニ在リ

三 供試飛行機左ノ如シ

石川島製偵察機

川崎製偵察機

三菱製偵察機

各種毎ニ二機ニ機ハ昭和二年七月未迄ニ一機ハ同年十月未迄ニ納入ノ豫定トス

四 審査ハ陸軍偵察機ニ對スル所望條件ヲ基礎トシ大正十

五年一月陸軍飛行機審査規程ニ準據シ基本審査ハ審査

委員之ヲ行ヒ实用審査ニ關スル試験ハ勅メテ夫之陸軍
飛行學校ニ委託スルモノトス

審査一般豫定表附表第一ノ如シ

五 審査委員ノ編成ハ附表第二ノ如シ

六 幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ審査ニ關スル内外ノ連絡報告

記録器材及經理其他ノ業務ニ服ス

先在幹事ハ各幹事ニ業務ヲ分課シ之ヲ統轄スルモノトス

七 委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ各々分擔ノ業務ニ服ス

但第八項ノ班配屬委員ハ其ノ業務ノ実施ニ關シテハ當

該班長ノ指揮ヲ受クルモノトス

八 審査業務実施ノ爲メ左記ノ班ヲ設ク其ノ編成及業務區

分附表第三ノ如シ

- 第一班 構造裝備取扱等ニ關スル事項
- 第二班 飛行性能及操縦ニ關スル事項

第三班 实用價値ニ關スル事項

九 第一及第二班長ハ擔任事項ニ關スル諸試験実施計畫ヲ立案シ所要器材及經費概算書(油類消耗材料人夫及旅費等)ニ區分ス以下全シト共ニ七月十日迄ニ委員長ニ提出スルモトス

十 第三班長ハ各飛行學校ニ於ケル实用試験計畫一基ヲ試驗參加ニ關スル計畫(運航試験)ニアリテハ実施計畫ヲ立案シ所要器材及經費概算書ト共ニ試験開始ノ二週間前ニ委員長ニ提出スルモトス

二 各班長ハ業務進歩ノ状況ヲ適時委員長ニ報告シ若シ欠候其ノ他ノ事情ニ依リ業務遅延スル場合ハ速ニ善後策ヲ講シ委員長ノ承認ヲ受クルモトス

二 各班長ハ一事項ノ審査終了スル毎ニ其ノ成績ニ所見ヲ附シ成ルヘク速ニ又試験記事ハ二週間以内ニ委員長ニ

提出スルモノトス

三 実用試験ヲ委託セラレタル各飛行學校長ハ試験開始前

成ルヘク速ニ試験実施計畫ヲ又試験終了後一週間以内

ニ試験成績及所見ヲ委員長ニ通報スルモノトス

四 成績調査ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

五 各試験課目(実用試験ヲ除ク)ノ成績調査ノ為メ行フ會議

ハ當該班長ノ主宰ヲ以テ班毎ニ之ヲ行フヲ本則トス

委員長ハ前項ノ會議ニ特ニ他ノ委員ヲ參與セシムルコ

トアリ

六 委員長ハ成績ニ關スル各飛行學校長ノ通報及各班長ノ

報告ヲ基礎トシ且航空本部各部代表委員ノ意見ヲ參考

シ一般成績ヲ判定スルカ為メ必要ニ應ジ班長及各部(飛

行學校ヲ含ム)代表委員ヲ召集シテ會議ヲ行フ

七 成績調査ニ關スル規定試験成績及會議ノ内容ハ一切秘密トス

附表第一

偵察機審査一般豫定表

考 備	月 二 十					月 一 十			月 九				月 八				月次週定期間	豫 定	場 所	摘 要		
	2/	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6					5	4
<p>一、本表、外十一月以降一機ハ所澤飛行學校ニ貸與シ操縦性及取扱ニ關スル實用審査ヲ委託スルモノトス</p> <p>二、本豫定ハ飛行機ノ状態其他ノ都合ニヨリ変更スルコトアルハシ</p>	自十月廿五日 至十月廿七日					自十月廿五日 至十月廿七日			自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				自八月一日 至九月三日	一段領検査 一、機外及發動機ノ手入調整 二、慣習飛行 三、慣習準備 四、審査準備	澤 所	一段領検査ノ規定ハ別ニ之ヲ定ム 一、本期間ニ於ケル諸作業ヲ利用シ 免メテ基本審査ノ一部ヲ實施スルモノトス		
	自十月廿五日 至十月廿七日					自十月廿五日 至十月廿七日			自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				澤 所	一、飛行性能試験及其他ノ飛行試験ハ主トシテ立川飛行場ニ於テ行フ
	自十月廿五日 至十月廿七日					自十月廿五日 至十月廿七日			自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				澤 所	一、基本審査ノ成績ヲ調査シ 實用審査ニ付スル價値ナキモノハ除外ス
	自十月廿五日 至十月廿七日					自十月廿五日 至十月廿七日			自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				澤 所	一、諸試験ノ実施ハ之ヲ下志津飛行學校ニ委託スルモノトス
自十月廿五日 至十月廿七日					自十月廿五日 至十月廿七日			自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				自十月廿五日 至十月廿七日				澤 所	一、往復機飛行機ハ空中輸送トシ 運航試験ヲ兼スルモノトス 二、明野ニ於テ試験ハ之ヲ明野飛行 學校ニ委託スルモノトス	

附表第二

偵察機審査委員

委員長

技術部

笹本少将

委員

同

福井大佐

同 兼幹事

同

櫻井大佐

同 兼幹事

同

香積中佐

同 兼幹事

同

新井少佐

同

同

市川少佐

同

同

岩崎少佐

同

同

佐川少佐

同 兼幹事

同

武田少佐

同

同

曾根少佐

同 兼幹事

同

麥田少佐

同

同

仁村大尉

同

同

緒方大尉

同

同

本名大尉

同

同

小山大尉

同

同

林大尉

同

同

正木大尉

同

同

神田大尉

同

同

本田大尉

同

同

下山中尉

同

同

高瀬中尉

同

同

宮川中尉

同

同

田中少尉

同

同

高原少尉

同

同

山下技師

同

同

西田技師

同

同

總務課 大田大佐

同

同

第二課 大場大佐

同

同

補給部 下山田大佐

同

同

検査部 益田大佐

同

同

竹沢飛行學校 徳川大佐

同

同

下志津飛行學校 小笠原中佐

同

同

甲斐飛行學校 春田中佐

各班編成及業務区分表

考 備	第 三 班	第 二 班	第 一 班	班 別	業 務 区 分	備 考
<p>一 本表ハ各班業務区分ノ大要ヲ示セルモノニシテ其細部ニ於ケル限界ハ關係係班相互ニ協定シ審査業務全般ノ進行ヲ円滑ナラシムル如ク相協力スルモノトス</p> <p>二 委員ノ配属ハ都合ニヨリ多少変更スルコトアルヘシ</p>	<p>同(兼) 曾根少佐 同(兼) 仁村大尉 同(兼) 本名大尉 同(兼) 小山大尉 同(兼) 林 大尉 同(兼) 下山中尉 同(兼) 田中少尉 同(兼) 高原少尉</p>	<p>同(兼) 宮川中尉 同(兼) 林 大尉 同(兼) 本田大尉 同(兼) 宮川中尉 同(兼) 下山中尉 同(兼) 田中少尉 同(兼) 高原少尉</p>	<p>同(兼) 高瀬中尉 同(兼) 本名大尉 同(兼) 小山大尉 同(兼) 正木大尉 同(兼) 神田大尉 同(兼) 本田大尉 同(兼) 高瀬中尉 同(兼) 宮川中尉 同(兼) 高原少尉 同(兼) 山下技師</p>	<p>班長 福井大佐 委員 寺川少佐 同 岩崎少佐 同 佐川少佐 同 仁村大尉 同 緒方大尉 同 本名大尉 同 小山大尉 同 正木大尉 同 神田大尉 同 本田大尉 同 高瀬中尉 同 宮川中尉 同 高原少尉 同 山下技師</p>	<p>一 供試飛行機受領検査 二 基本審査準備作業 三 基本審査 四 飛行性能及操縦性ニ關スル試験ノ際ニ補修作業</p>	<p>一 受領検査及基本審査ニ於ケル飛行試験ノ実施ハ第一ニ要スルモノトス</p>
	<p>班長 櫻井大佐 委員(兼) 佐川少佐 同 武田少佐 同 曾根少佐 同 仁村大尉 同 本名大尉 同 小山大尉 同 林 大尉 同 下山中尉 同 田中少尉 同 高原少尉 同 西田技師</p>	<p>班長 香積中佐 委員 曾根少佐 同(兼) 仁村大尉 同(兼) 緒方大尉 同 林 大尉 同(兼) 本田大尉 同(兼) 宮川中尉 同(兼) 下山中尉 同(兼) 田中少尉 同(兼) 高原少尉</p>	<p>同(兼) 高瀬中尉 同(兼) 本名大尉 同(兼) 小山大尉 同(兼) 正木大尉 同(兼) 神田大尉 同(兼) 本田大尉 同(兼) 高瀬中尉 同(兼) 宮川中尉 同(兼) 高原少尉 同(兼) 山下技師</p>	<p>班長 香積中佐 委員 曾根少佐 同(兼) 仁村大尉 同(兼) 緒方大尉 同 林 大尉 同(兼) 本田大尉 同(兼) 宮川中尉 同(兼) 下山中尉 同(兼) 田中少尉 同(兼) 高原少尉</p>	<p>一 慣熟飛行 二 飛行性能ニ關スル試験 三 操縦性ニ關スル試験 四 供試飛行機ノ保管整備 五 他班ノ要求ニ依ル各種飛行試験ノ実施</p>	
	<p>班長 櫻井大佐 委員(兼) 佐川少佐 同 武田少佐 同 曾根少佐 同 仁村大尉 同 本名大尉 同 小山大尉 同 林 大尉 同 下山中尉 同 田中少尉 同 高原少尉</p>	<p>班長 香積中佐 委員 曾根少佐 同(兼) 仁村大尉 同(兼) 緒方大尉 同 林 大尉 同(兼) 本田大尉 同(兼) 宮川中尉 同(兼) 下山中尉 同(兼) 田中少尉 同(兼) 高原少尉</p>	<p>同(兼) 高瀬中尉 同(兼) 本名大尉 同(兼) 小山大尉 同(兼) 正木大尉 同(兼) 神田大尉 同(兼) 本田大尉 同(兼) 高瀬中尉 同(兼) 宮川中尉 同(兼) 高原少尉 同(兼) 山下技師</p>	<p>班長 香積中佐 委員 曾根少佐 同(兼) 仁村大尉 同(兼) 緒方大尉 同 林 大尉 同(兼) 本田大尉 同(兼) 宮川中尉 同(兼) 下山中尉 同(兼) 田中少尉 同(兼) 高原少尉</p>	<p>一 實用審査準備 二 供試飛行機ノ輸送 三 運航試験 四 飛行學校ニ於ケル実用試験ノ援助及立會</p>	

7660

附録第六

試製偵察機受領検査實施計画

昭和二年六月
陸軍航空部技術部

試製偵察機受領検査実施計画

第一 總則

一 本計画ハ偵察機受領検査規定ニ基キ検査実施細部ヲ規定スルモノトス

二 検査事項

偵察機受領検査規定ニ準シ右記事項ヲ實施ス

飛行検査、夕々特別ニ裝備スヘキ計器ハ自記高度計翼

柱寒暖計及速度計回轉計トス

ノ地上検査

部品検査

組立検査

地上運轉

又飛行検査

離着陸試験

從能性ノ検査

上昇及速度飛行

3 飛行後ノ検査

調整ノ検査

部品ノ検査

第二 検査業務分担

ハ 検査ノ業務分担ハ第一表ノ如シ

第三 検査実施予定

一 検査ノ実施予定ハ第二表ノ如シ

第一表

受領検査実施業務分担表

係	業務	委員	委員助手
機体係	一 一部品負重及工作検査並重量測定 二 破損箇所、有無交換品、決定 三 部品抗力、判定 四 各部結合、適否 五 調整及寸度測定 六 各能、運動範囲、測定 七 機体、震動状況 八 地上運轉 九 離着陸性能 十 從能性操能及動並ニ安定性 十一 飛行性能、決定 十二 諸計器、点檢	市川少佐 曾根少佐 緒方大尉 本田大尉 高瀬中尉 宮川中尉 田中少尉 高原少尉	岩田雇員 若本雇員 下田雇員 富田雇員
發動機係	一 發動機系統部品負重検査破損個所有無 二 發動機載架状況 三 地上運轉 四 發動機、調整 五 燃料滑油量、測定 六 發動機回轉状況 七 パイピング点檢 八 諸計器点檢	岩崎少佐 仁村大尉 神田大尉 高原少尉	伊藤軍曹 廣田雇員
裝備係	一 武装品、取付状況 二 裝備品、負重及取付状況 三 裝備品、重量測定 四 電気系統、点檢 五 飛行中ニ於ケル武装及裝備品、取付状況	佐川少佐 本名大尉 小山大尉 正木大尉 山下中尉 高原少尉	近川曹長 中山雇員 千之岩雇員 本間雇員
備考	○印ヲ付シタルハ操縦者トス		

2660

日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日
休	休	休	休	休	休	休
業	業	業	業	業	業	業
休	休	休	休	休	休	休
業	業	業	業	業	業	業
休	休	休	休	休	休	休
業	業	業	業	業	業	業
休	休	休	休	休	休	休
業	業	業	業	業	業	業
休	休	休	休	休	休	休
業	業	業	業	業	業	業

6699

0007

附録

試製偵察機ニ関スル注意事項

昭和二年十月八日
陸軍航空本部技術部

試製複製機ニ関スル注意事項

基本審査ノ結果ニ鑑ミ改修ヲ必要トスヘキ事項ヲ指摘セ
 ハ附録第一及第二ノ如シ
 附録第一ニ示ス事項ニ関シテハ第一號機ニ対シ成ルヘク
 所要改修ヲ実施スルヲ要ス 但シ其ノ完了期日ハ十一月
 二十日迄トス
 附録第二ニ示ス事項ハ第一號機ノ実用審査実施上改修ヲ
 必要トスルモノニシテ之カ改修(己ムヲ得サレハ應急法ニ
 ヲル)ハ所澤ニ於テ行ヒ十月十五日迄ニ完了スルモノトス
 而シテ此等ノ改修ハ第二號機ニ対シテモ実施スヘキモノ
 トス

附録第一

川崎製偵察機改修調書

- 一、尾部ノ安定作用不充分ニシテ縦振又向振共ニ大ナリ
- 二、發動機ノ回転ヲ増スモ頭部ヲ上ケス又減少スルモ頭部ヲ下ケス

- 三、補助翼ノ効果小ナリ
- 四、方向舵中位ニ於テ自ラ動揺ス
- 五、操縦者ノ前下方ニ対スル視界稍小ナリ
- 六、地上誘導中尾部ヲ起シ鼻ヲ突クノ傾向アリ
- 七、偵察並同乗者射撃ノ見地ヨリ床板ヲ約^{cm}10高上スルコト
- 八、車輪模装ノ爲杠重機ノ使用ニ便ナラシムルコトヲ脚ノ下端ニ支点ヲ設クルコト
- 九、尾部取付部ノ抗力稍薄弱ナリ
- 十、固定機関銃ハ弾箱ヲ取外スコトナリ銃ヲ裝脱シ得ル如

ク
ス
ル
コ
ト
土、寫眞撮影開孔ヲ成シ得レハ増大スルコト
三、銃座過高ナルヲ以テ踏板ヲ附スルコト

附録第一

石川島製機改修調書

- 一、上昇限度、常用高度並上空ニ於ケル水平時速著シク要求ニ達セス
- 二、昇降舵及安定板ノ中位置ニ於ケル効果小ナリ
- 三、昇降舵ノ反動過大ナリ
- 四、離陸滑走中尾部ノ扛起困難ニシテ滑走距離著シク大ナリ
- 五、地上滑走中ノ旋回稍困難ナリ
- 六、各速度各姿勢ニテ軽度ノ縦振アリ
- 七、胴体後部尾摺取付部ノ抗力小ナリ
- 八、組立容易ナル如ク中央支柱ノ一部ヲ固定トスルコト
- 九、下翼ノ連通材「タンク」ヲ貫通シアルヲ以テ此部ヲ切開クカ或ハ「タンク」ヲ分離スルコト

十、回轉銃ハ位置ハ儘銃ノ回轉不便ナルノミナラス握把ヲ
 握ルトキハ段部手ニ接觸シ危険ナルヲ以テ銃座前後ノ
 段部ヲ更ニ餘裕アル如クスルコト
 十一、彈倉ノ收容位置ヲ銃座ノ後方ニ移シ且可成内方ヨリ取
 出シ得ル如クスルコト
 十二、回轉銃ノ操作ヲ容易ナラシムル爲踏台ヲ附スルコト

附録第一

三菱製復原機改修調書

- 一、飛行間帝ニ頭部ヲ仰起セントスル傾向ヲ有シ且下舵ニ効果小ナリ又帝ニ大ナル力ヲ以テ操縦桿ヲ押圧スルニ非サレハ姿勢ノ保持困難ナリ
- 二、急旋回ニ際シ着陸線著シク弛緩ス
- 三、高速度ニテ縦振甚シ
- 四、直道旋回ノ実施困難ニシテ恢復モ亦困難ナリ
- 五、補助翼ノ効果左右同一ナラス左旋回ニテ自ラ傾度ヲ深クス又横滑リヲ実施シ得ス
- 六、昇降舵及方向舵ノ反動大ニシテ疲勞甚シ
- 七、接地ノ際昇降舵ノ効果小ナリ
- 八、接地後ノ滑走ニ於テ横シニバルドボアノ傾向アリ
- 九、上昇限度並常用高度ニ於ケル水平時速稍小ナリ

十、回轉銃ハ低位ノ儘銃ノ旋回不可能ナルヲ以テ銃座前
 ノ段部ヲ更ニ餘裕アル如クスルコト
 十一、回轉銃操作ヲ便ナラシムル爲メ踏台ヲ設クルコト
 十二、乾板倉^{後部}ニ當リ無線電信機ニ撞着スルヲ以テ裝備ノ位置
 ヲ研究改修スルコト

附録第二

川崎製機廠改修調書

- 一、操縦席搭乗ニ便ナル如ク手拭ケ又ハ足拭ケヲ増設ス
- 二、同乗者席風防ヲ側方ニ擴大ス
- 三、踏桿ヲ操縦桿ノ運動ヲ妨ケサル如ク改造ヲ要ス
- 四、反射鏡ヲ右側ニ転移ス
- 五、計器ハ操縦中姿勢ヲ変スルコトナク見得ル如ク配列ヲ変更ス
- 六、スイッチヲ左前方ニ移ス
- 七、注射管ニコックヲ附ス
- 八、始動空気弁ヲ足ニテ踏ミ得ル位置ニ移ス
- 九、計器板ヲ補強スルヲ要ス
- 十、帶動機操縦桿ノ位置ヲ操作ニ便ナル如ク低下ス
- 十一、冷却水ノ溢出管ヲ水ノ滞留セサル如ク導キ又帶動機

覆ノ着脱並給メノ際水パイプヲ取外スコトナク作業
シ得ル如ク改造スルヲ要ス

上、彈簧位置ヲ緩填架ニ一致セシムル如ク一口燃後蓋
シムルコト

十三、CC運動装置油管ノ取付ヲ正規ニ改修ス

十四、CC運動機引鉄握把ヲ操縦桿ニ取付クルコト

十五、銃蓋ハ全部蝶巻ヲ用ヒ着脱式ニ改ムルコト

○ 十六、機影用孔蓋板ヲ座席内部ヨリ両用シ得ル如ク改修ス
ルコト

○ 十七、無線用弁電機ノ「プロペラ」ヲ静止間脚端ヨリニワッ
離隔セシムルヲ要ス

十八、配電盤ハ操縦席ニ装備スルヲ要ス

十九、計器燈ハ操縦席一個、同乗席一個ヲ増設シ羅針盤照明
燈及計器燈ノ位置ヲ移動スルコト

二、着陸燈ハ光源射光方向ヲ左右外側ニ指向セシムル如ク又又操作用横桿ノ強度ヲ増シ位置自然ニ妻セサル如クスルヲ要ス

三、標識燈ハ右翼燈ノ着色不良ナルヲ以テ交換ヲ要ス又左右翼燈共燈器軸少シク傾斜シアルヲ以テ角度ノ修正ヲ要ス

三、照明用配線ハ絶縁不良ナリ

備考

一、〇印ハ第一号機ニ実施シ得サル場合ニハ第二号機ニ適用スルヲ要ス

附録第一

石川島製煉機改修調書

- 一、安是板ノ角度妻更轉把ノ目盛ヲ明瞭ナラシムルコト
- 二、操縦席計器盤ト操縦桿上端トノ間隔ヲ増加スルコト
- 三、尾盤ト接觸スル胴体下面縦桁ヲ補強スルコト
- 四、揮弁油油量計ノ目盛ヲ附スルコト
- 五、滑油油量計ヲ装置スルコト
- 六、操縦桿カ始動弁電機ニ接觸ヒガル如クスルコト
- 七、上翼油槽導管「コツ」ノ漏洩ヲ防クコト
- 八、發動機操縦槓桿座ハ薄弱ナリ又槓桿ハ操縦容易ナル如ク改修ヲ要ス
- 九、燃料系統ニ於テ重力タンクヨリ直接気化器ヘノ導管ヲ設クルコト又主タンク及重力タンクヲ一ノ集合槽ニ導キ各導管ニハ逆流阻止弁ヲ附スルコト

十、空氣引込管ノ全網ハ葦弱ナリ

十一、CC連動機ノゼネレーターノローラート歪輪ト正対スル

如ク改修スルコト又「レーゼ」ルボア「」ノ取付ヲ強固ナラ

シムルヲ要ス

十二、左銃架ニ銃ヲ發備シ得ル如ク改修スルコト

十三、彈倉ノ彈藥收容孔ヲ大ニシ且ツ裝填架ニ付スル入口ニ

「ローラ」ヲ附シ間隔ヲ減少ノ上裝填架ニ正対スル如ク
スルコト

十四、頭部發動機覆ノ支座タル「パイプ」ハCC連動機取付ノ爲切

断シタルヲ以テ改修スルコト又「プロペラ」殼ヲ改正スルコト

十五、環形照準具ヲ附スルコト

十六、CC連動機ノ取付作業ノ便ナル如ク機体側面ニ開閉窓ヲ
穿ツコト

十七、無線用發電機ヲ翼外ニ出シ裝置シ得ル如ク改修スルヲ

要ス又同アロペラ軸ハ正規ノ寸度ニ復スルヲ要ス

六、計巻燈ハ光力ヲ減少スルコト又同乗席ニ一個増設スル

コト

○九、操縦席ニ電熱被服用抵抗巻ヲ一個増設スルコト

備考

一、○印ハ第一号機ニ実施シ得ヤル場合ニハ第二号機ニ適用スルヲ要ス

附録第二

三菱製復察機改修調書

- 一、中央支柱高面張線ノ抗カヲ大ニスルコト
- 二、翼端ニ歪ヲ生セリ修正ヲ要ス
- 三、反射鏡ヲ右方ニ移スコト
- 四、注射管ハ漏洩スルヲ以テ修理ヲ要ス又注油ハ油槽ヨリ導キ得ル如クスルヲ要ス
- 五、空気が引込管ノ全網薄弱ナリ
- 六、滑油濾過網ヲ装着スルコト
- 七、銃架薄弱ナリ
- 八、彈箱口ヲ衰損架ニ密接スル如ク修正ヲ要ス
- 九、普通寫眞機懸吊機ノ支突ノ強度ヲ増大シ又左右ノ傾斜修正用轉輪ヲ左側ニ移スコト
- 十、右用照準眼鏡支撐部ヲ約一センチ下シ得ル簡單ナル

金具ヲ附スルコト

土、無線用昇電機ノ取付ヲ確實ナラシムルタメ補助金具ヲ附スルヲ要ス

土、着陸燈ノ光束ヲ西外側ニ若干度ク如ク取付ヲ改修スル

コト又収納時ノ緩衝装置ヲ良好ナラシムルヲ要ス

土、標識燈ハ左右共外側ニ対スル照明角度ヲ増加スルヲ要ス

土、計巻燈ノ光力ヲ減シ且ツ側方偏光ヲ作ルコト

土、操縦席ニ電熱被服用抵抗器ヲ一個増設スルコト
備考

一。印ハ第一号機ニ実施シ得サル場合ニハ第二号機ニ適用スルヲ要ス

試製偵察機實用試験要領

昭和二年九月
陸軍航空本部技術部

試製偵察機實用試験要領

第一章 試験の種類及試験擔任區分

試験項目		技術部	所	校	下	校	明	校
一	操縦性能試験			○				
二	運行試験	○						
三	射撃試験							○
四	偵察試験					○		
五	觀測通信試験					○		
六	編隊試験							○
七	對敵試験							○
八	取扱上、審査		○					○
九	耐久性及加修性審査		○					○
一〇	機上設備、審査			○				

第二章 試験實施

一 操縦性能試験

本試験ハ發動機、各種回轉及運轉停止、場合ノ上昇、水平及降下直線飛行、旋回飛行間ニ於ケル從舵性能、反動及安定性離着陸ニ関スル性能等ヲ試験スルヲ以テ目的トス

(一) 從舵性能

各種飛行速度ニ於テ水平、上昇、降下等ニ旋回飛行間、昇降舵、方向舵及補助翼ノ作用ノ良否ヲ試験シ又着地前及地上滑走間ニ於ケル從舵性能ニ就キ試験ス

飛行間飛行機ハ方向舵、ミノ作用ニ依リ自働的ニ偏傾スルヲ要ス

(二) 操舵ノ反動

各種ノ飛行状態ニ於テ操舵及動ノ強弱ヲ檢定ニ此際操縦者ハ適當ナル反動ヲ感スルヲ要ス

③安定性

飛行機ノ縦ノ安定及横ノ安定ノ良否ヲ檢定ス

飛行機ハ其動揺ニ對シ操舵ニヨラスシテ自動的ニ正姿勢ニ恢復スルヲ要シ發動機ノ回轉ヲ減スルトキハ降下姿勢ヲ取り其反對ノ場合ニハ上昇姿勢ヲ取ルヲ良トス

④夜間飛行

夜間飛行ヲ實施シ其難易ヲ試験ス

ニ運航試験

①遠距離飛行

設計航續能力ノ八割ニ相當スル距離ニ對シ各機種ノ戰時要求若
 ヲ使用任務ヲ加味スル飛行方法ニ依リ可及的實際ノ状態ニ
 近似セシメテ實行シ其出發前及到着後ノ諸元測定ニ依リテ
 最大能力ヲ推定スルヲ一般トス

(二) 飛行性能

各種飛行間其飛行性能ニ関スル諸元ハ可成自記器ニヨリ記録
 セシムルノ方法ヲトリ其成績ヲ審査シ又操縦者ノ意見ヲ參考
 トス

(三) 操縦性能

遠距離飛行間及各種任務ニ應スル特種飛行ニ於ケル操縦性能
 就キ操縦者ノ体験ヲ集メラ判定ヲ下スモノトス

四 推進機関、性能

遠距離飛行其他實用飛行間、於此推進機関、少くも運轉状態故障、程度等、實測ス

五 燃料滑油消費量

遠距離飛行間及實用飛行間、於此燃料滑油消費量、統計、依リ判定ス

六 航動距離

主トシテ遠距離飛行成績、結果、依リ判断ス

七 航動高度

實用飛行ニ應スル最高飛行高度ヲ探究ス
八 氣象ノ影響

夏季暑熱、候冬季極寒時並ニ雨天ノ場合ニ於ケル實用飛行性能試験、外要スレバ雪中ノ飛行ヲモ實行シ其耐力ヲ試験ス
 搭乗者疲勞ノ程度

生理的及精神的疲勞ノ兩方面ニ就キ調査ス

三 射撃試験

- (一) 射撃裝備全般ノ均齊度
- (二) 固定機關銃空中射撃ノ成績
- (三) 回轉機關銃空中射撃ノ成績
- (四) 各銃ノ射界探究及實用上ノ死角ノ有無

四 偵察試験

偵察用諸裝備及其配置カ實用上適當ナリヤヲ探究シ又視察及寫真

以上左記條件ヲ試験ス

a 視察

① 視察時ニ眼鏡使用ノ難易

② 偵察ノ為メ視界ノ良否並ニ空中監視ノ適否

b 寫真偵察

① 所望ノ高度ニ於テ寫真撮影ノ成績

② 撮影操作及照準ノ難易

③ 寫真撮影上操縦性ノ適否

c 編隊偵察

編隊ヲ以ラスル偵察行動ノ難易ヲ試験ス

兵觀測通信試験

(一) 射撃爆撃効果観測ノ難易

(二) 右観測間ノ操縦性ノ良否

(三) 無線通信施設ノ適否及實用通達距離ノ試験

(四) 信號拳銃回光通信器及通信筒投下等ノ實用ヲ観測連絡演習中ニ行ヒ適否ヲ試験ス

六 編隊試験

通常三機編隊ヲ以テ左ノ項目ニ就キ試験ス機型同一ノモノナキ場合ニハ同機種モノヲ編合スルモノトス

(一) 編隊構成ノ難易

(二) 編隊行動ノ可能度

(三) 編隊間通信連絡ノ便否

四編隊火制範圍、探究
七對敵試驗

左、諸動作、難易ヲ檢ス

一 對戰機單機戰鬥

二 編隊ヲ以テスル防禦戰鬥

三 地上戰鬥參加

四 迎撃戰鬥

八取扱上ノ審査

一 點檢手入及飛行準備ノ難易

二 取扱上特ニ注意ヲ要スル件ノ有無

九 耐久性及加修正ノ審査

- (一) 破損不具合磨滅等、狀況
- (二) 飛行性能、減耗、狀況
- (三) 修理交換及調整等、難易

二、機上設備ノ審査

機上諸設備ハ前掲各試験ニ於テ其使用目的ニ對スル適否ヲ個々ニ審査スル外更ニ全裝備ノ配置相互關係及其適合等ニ関シ實用結果ノ意見ヲ探究ス其着意莫左、如シ

- (一) 搭乗者内計器類ノ配置ノ適否
- (二) 坐席内設備カ乗員ノ航空耐久能力及各種機上動作ニ及ボス影響
- (三) 高空及酷暑酷暑ニ對スル乗員保護カ機種ノ使用目的ニ適スルヤ

否ヤ

- (四) 乗員間、通視及連絡、良否
- (五) 搭載設備、良否及搭載、難易
- (六) 夜間飛行及照明設備、適否
- (七) 發電設備、適否
- (八) 防火其他雜設備、適否

附録
三

8261

試製偵察機第二號機受領検査計畫

昭和二十一年十一月十六日
陸軍航空本部技術課

- 試製偵察機、第二號機、受領検査計畫
- 一、本計畫ハ試製偵察機、受領検査計畫ニ基キ第二號機ノ受領検査実施細部ヲ規定スルモノトス
 - 二、第一號機ノ検査成績ニ鑑ミ第二號機ハ主トシテ第一號機ト異レル部分ノ検査ヲ綿密ニスル方針トス
 - 三、第一號機ト甚シク異レルモノニ在ラサル限り分解組立ヲ実施セサルモノトス
 - 四、其他ハ概ネ試製偵察機、受領検査実施計畫ニ準スルモノトス
 - 五、実施豫定表次表ノ如シ

0861

二十三日 (金)	二十四日 (木)	二十五日 (火)	十一月二十日 (月)	月分	
				日	区
調整検査	飛行検査	飛行検査	部品検査 組立検査	課目	石川島機
飛行後ノ調整検査	離着陸	整備備状態ニ於テ実施ス	改正部品ノ部品検査并ニ推進機	実施要領	石川島機
飛行検査	部品検査及組立検査	組立検査	重量重心位置測定	課目	川崎機
整備備ニテ実施ス	改正部品ノ部品検査并ニ推進機	整備品検査	水及燃料ヲ満載シテ測定ス	実施要領	川崎機
飛行検査	飛行検査	部品検査及組立検査	組立検査	課目	三菱機
離着陸	整備備ニテ実施ス	改正部品ノ部品検査推進機	整備品ノ検査	実施要領	三菱機

整備検査実施予定表

主日 (月)	主日 重量及重心 (主)位置ノ測定
組立検査	水及燃料ヲ満 載シテ測定ス
着陸検査	飛行検査
調整検査	離陸 右
飛行後ノ調整検査	調整検査
重量及重心 位置ノ測定	飛行後ノ調整検査
水及燃料ヲ満 載シテ測定ス	調整検査

附録
第六

1032

偵察機第二號機審査計畫

昭和二年十一月十八日
陸軍航空部技術部

偵察機第二號機審査計畫

第一 總則

- 一、本計畫ハ試作偵察機第二號機ノ審査ニ適用スルモノトス
- 二、審査ハ主トシテ改正部ハ就キ實施シ第一號機ニ於テ實施セル審査ノ結果ニ補正スルモノトス
- 三、第一班及第二班ノ試験ニ於テ本計畫ニ規定スルモノノ外ハ總テ曩ニ實施セシ第一、第二班試験計畫ニ依ルモノトス

第二 審査實施要領

- 一、地上諸審査
地上諸審査實施計畫附表第一ノ如シ
- 二、飛行諸審査
飛行諸審査實施計畫附表第二ノ如シ
- 三、綜合審査

1984

实用價值ニ関スル綜合審査実施計畫附表第三ノ如シ

地上審査豫定表

審査区分	実施要目	機種			期			日
		イ	ニ	カ	イ	ニ	カ	
一、改正部々品、構造及強度 二、各部取付部、適否并ニ抗力 三、各舵翼、取付操縦関係降着装置、構造并ニ強度 四、改造部分、取扱ニ関スル審査 五、飛行試験ニ依ル構造ノ良否并ニ抗力ノ判定	一、飛行動機及諸系統部品改正装着法ノ良否 二、地上運轉ニ関スル審査事項	一、整備品改正装置ノ適否	一、本地上諸審査ハ段領ヲ利用スルモノトス 二、他機ノ業務ヲ妨害セサル範圍ニ於テ協定上彼之業務実施ヲ交錯スルコトヲ得	イ	ニ	カ	十一月二十一日	及二十九日以後 全審査期間
				イ	ニ	カ	十一月二十二日	
				イ	ニ	カ	十一月二十三日	
				イ	ニ	カ	十一月二十四日	
				イ	ニ	カ	十一月二十五日	
				イ	ニ	カ	十一月二十六日	
				イ	ニ	カ	十一月二十七日	
				イ	ニ	カ	十一月二十八日	
				イ	ニ	カ	十一月二十九日	
				イ	ニ	カ	十一月三十日	
				イ	ニ	カ	十二月一日	
				イ	ニ	カ	十二月二日	
				イ	ニ	カ	十二月三日	
				イ	ニ	カ	十二月四日	

附表第三

偵察機第二號機統合審査計畫

一、總則

一、本審査ハ第二號機ニ就キ實用價値ニ関スル第一号機ト
ノ比較試驗ヲ実施スルヲ目的トス

二、本審査ハ技術部主務委員並ニ各學校代表委員ノ合同審
査トス

二、実施要領

一、本審査ノ実施ハ所擇飛行場ニ於テ主トシテ地上ニ於テ
第二號機ノ改修正莫ニ基キ研究シ實用價値ヲ判定スル
モノニシテ狀況之ヲ要スレハ飛行試験ヲ実施スルモノ
トス

三、実施予定左ノ如シ

		偵察機第二號機綜合審査豫定表	
日次	課目	実施要領	
一月十日(火)	射撃	技術部主務委員ノ説明ニ基キ研究シ要スレハ飛行試	
十一日(水)	(明校委員)	驗ヲ行フモノトス (技術部主務委員 緒方大尉、本名大尉、林大尉)	
十二日(木)	偵察	同 右	
十三日(金)	(下校委員)	(技術部主務委員 佐川少佐、緒方大尉、林大尉)	
十四日(土)	操縦性	技術部主務委員ノ指示ヲ以テ飛行ヲ実施ス	
十五日(日)	(所校委員)	(技術部主務委員 林大尉)	
十七日(火)	豫備	備	
備考	一所校委員ハ一月六七、九日技術部ニテ実施スル審査ノ間ニ於テ慣熟飛行ヲ行フモノトス		

三、實施委員

技術部出場委員并ニ各學校ヨリノ參加委員ハ追テ示ス

六三

六三
七二

議會發第五號

八八式偵察機假制式決定ニ関スル審議ノ件
覆申一

昭和三年二月九日

陸軍技術會議議長畑英太郎

陸軍大臣白川義則殿

一月三十一日附陸密第二四號ヲ以テ達セラレタ
ル首題ノ件別紙ノ通審議決定セシニ付覆
申ス

陸軍省
3.2.17
36
統制課

陸軍省
3.2.17
陸軍省

陸軍省
3.2.13
10
軍事課

陸軍省
3.2.14
陸軍省

陸軍省
3
31

陸軍

川崎機ヲハ八式偵察機トシテ採用シ假制式トナスヲ適當ト認ム

理由

航空本部ニ於テ實施セシ基本審査及實用審査ノ成績ハ別表第一、第二ノ通ニシテ即此成績ヲ綜合スルニ左記ノ如ク川崎機ヲ自取優秀トス

川崎機

本機ハ飛行性能ヲ充足シ操縦性、裝備

121
102

偵察通信等ノ成績良好ニシテ構造強度
射撃對敵編隊等ノ成績ハ特ニ優秀ニシ
テ實用ニ適ス

石川島機

本機ハ概テ飛行性能ヲ充足シ操縦性裝
備偵察通信等ノ成績良好ナルモ構造強
度射撃對敵編隊等ニ於テハ遺憾ノ點甚
カラス相當大ナル改修ヲ施サレハ實用ニ供シ
得ス

三菱機

本機ハ飛行性能良好ナルモ操縦性偵察

觀測、通信、對敵編隊等ニ於テ其成
 績充分ナラス而シテ之カ改善ハ困難ニシ
 テ實用ニ供シ得サルモノト認ム

第

四

5/101

秘
第一表

試製偵察機成績概見表

項目	成績	
	川崎機	石川島機
飛行性	良好	良好
操縱性	可	可
構造	可	概可
強度	良好	概可
取扱法	可	可
推進機關	良好	良好
裝備	良好	良好
偵察	可	可
觀測通信	可	可
機上設備	可	可
射擊	良好	不良
對敵編隊	良好	不良
		三菱機
		概可
		不良
		不良

昭和三年二月二日
陸軍航空本部

1001

秘

第二表

試製偵察機性能武裝並に裝備品一覽表

昭和三年二月六日
陸軍航空本部

項目	武裝並に裝備品										飛行性能											
	地回轉傳聲管及射鏡等	機上防火具	夜間照明裝置	落下傘	諸計器	保温裝置	酸素吸入器	航空機用無線電信電話機	五種航空寫真機	五種航空寫真機	彈藥	機關銃	航續時間	着陸距離	離陸距離	上昇時間	上昇限度	最小水平飛行速度	飛行速度		最大水平飛行速度	
																			高度	高度		
陸軍要務事項	一式	一式	一式	二	一式	一式	二組	一	一	一	四(固定式二) 四(轉式二)	四、五時				概七、〇〇〇	概九〇	概九〇	概二一〇	概二一八	概一九六	概二〇〇
川崎機	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	六六九	五〇五	一五分四秒	六五〇	九五	二一〇	二一八	一九六	二〇〇	
石川島機	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	六八四	四〇六	一五分	六二五	一〇九	二〇九	二〇三	一七九	二〇三	
三菱機	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	五三七	三六一	一分五秒	七〇〇	九九	一一二	一一三	一八九	一一三	

(燃料多シハ四、五時(尚一五時分)燃料増加シ得ル容積有ス)

1045

秘

第 三 表

試製偵察機及
ブエムベ發動機

寫

真

圖

(第三表)

川崎製試製偵察機

正面



1046

第三表

石川島製試製偵察機

正面



1047

機 不



87-01

(第三表) 三菱製試製偵察機
正面



1019

側 面



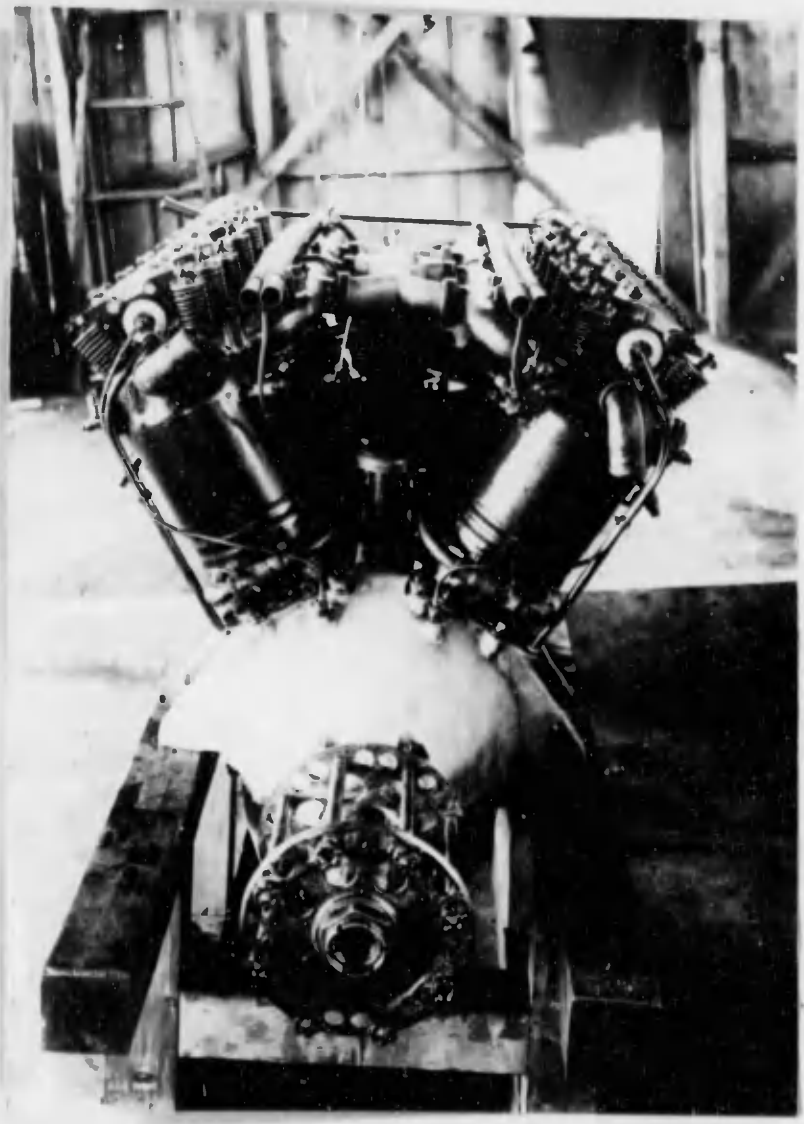
1060

1897

(第三表)

「五ハベ」大型450馬力發動機

正面



機 器



1003

陸普 副官ヨリ陸軍航空本部長へ通牒

首題ノ件九月十四日附航甲第一八七號上申ノ通
可被定ニ付修正表六十六通調製左記陸普番
號押捺ノ上差出サレ度

左記

陸普第 四三七五 號

昭和四年九月十四日

- 一 右ノ左記陸普番號ハ左案決行ノ番號トス
- 二 右修正表差出アリタル上左案決行セラレ度

副官ヨリ別紙配賦表箇所へ通牒

首題ノ件別紙修正表ノ通修正セラレタルニ付談

修正表配賦目録ノ通送付ス

陸軍省 四三七六 號

昭和四年九月廿四日



5001

陸
軍

官房

1056

配賦箇所		配賦部数		小計		配賦箇所		配賦部数		小計	
近衛師團	兵器部 飛行隊 氣球隊	1	1	2	關東軍兵器部	2	2	2	2	4	4
第三師團	兵器部 飛行隊	3	1	4	陸軍部	1	1	1	1	2	2
自衛第十一師團	兵器部	1	1	2	兵器部	1	1	1	1	2	2
第十二師團	兵器部 飛行隊	2	1	3	兵器部	1	1	1	1	2	2
第十四師團	兵器部	1	1	2	兵器部	1	1	1	1	2	2
第十六師團	兵器部 飛行隊	1	1	2	兵器部	1	1	1	1	2	2
第十九師團	兵器部	1	1	2	兵器部	1	1	1	1	2	2
第二十師團	兵器部 飛行隊	1	1	2	兵器部	1	1	1	1	2	2
臺灣軍兵器部	兵器部 飛行隊	1	1	2	兵器部	1	1	1	1	2	2
小計		1	1	2	小計		1	1	2	2	2

八式偵察機構造要領中修正表配賦表

1957

計 古 道	育 教 部 監 總		
	工 兵 學 校	通 信 學 校	士 官 學 校
		—	—
		—	—
			高 射 砲 隊
			—
			—
			—
			—
			—

昭和三年
卷七二二

航甲第一八七號

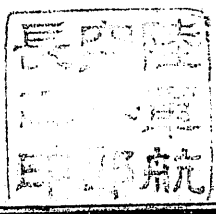
八八式偵察機構造要領修正ノ件上申

昭和四年九月拾四日

陸軍航空本部長渡邊錠太郎

陸軍大臣 宇垣一成 殿

三月八日陸普第九四三號ヲ以テ制定セラレタル首題構造要領別紙要領ニヨリ修正セラレ度上申ス



陸軍

8901

6901

五五
七二三

航技第一七一號

八八式偵察機構造要領中修正表送付ノ件通牒

昭和四年九月二十八日

陸軍航空本部技術部長福井四郎

陸軍省副官松浦淳六郎殿

九月二十四日陸普第四三七五號通牒ニ依ル首題ノ修正表六十六通別紙ノ通送付

ス

陸軍省
4. 9. 30
技術部

陸軍省
航空部
技術部

陸軍

0007

房官臣大		主務局		大臣		件名		受審		決裁指定		執行指定		
了結	領受	出提	領受	號番	大臣	政務	八八式偵察機假制式審議件	領受	受審	決裁指定	執行指定	事務次官回付		
三	正	昭和三十二年二月一日	大正	秘	局長	政務	八八式偵察機假制式審議件	密檢第七二	受審	決裁指定	執行指定	決裁前後連帶		
(裁決)行決		帶連		局長		參與官		起元應(課名)		決行(決裁)後		回覽課名		
長局		長局		課長		書記官		書記官		審案		審案		
長課		長課		主務課員		主務副官		主務副官		審案		審案		
長課		長課		主務課員		主務副官		主務副官		審案		審案		
長課		長課		主務課員		主務副官		主務副官		審案		審案		
長課		長課		主務課員		主務副官		主務副官		審案		審案		
長課		長課		主務課員		主務副官		主務副官		審案		審案		
長課		長課		主務課員		主務副官		主務副官		審案		審案		
長課		長課		主務課員		主務副官		主務副官		審案		審案		

陸密號

達

陸軍技術會議々長へ

左記事項其會議ニ於テ審議上覆申スヘシ

左記

八式偵察機假制式制定

二四

陸

陸軍省



1063 60

1062

右ノ如ク

四角送付アリシニ付第四卷
法行也之度
中ノ下ナリ
号外紙

直送ス

依ニ首題ノ構

航部發技第二三號

昭和參年四月拾日

軍航空本部副官寺元志雄

八八式偵察機構造要領送付ノ件通牒

五五回號其六



陸軍

1063

大正十三年

五五〇號 其七

陸軍省

航部發技第二三號

八八式偵察機構造要領送付ノ件通牒

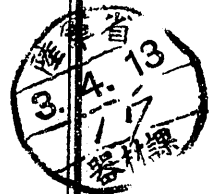
昭和參年四月拾三日

陸軍航空本部副官寺元志雄

陸軍省副官 松浦淳六郎 殿

二月二十七日陸普第七七〇號通牒ニ依ル首題ノ構造要領六十六通別冊ノ通送付ス

追テ現高ハ當部技術部ヨリ兵器局ニ直送ス



陸軍

1901

教
五
五
五

教庶第三二五號

八八式偵察機制式制定ノ件回答

昭和三年二月二十五日

教育總監 武藤信義

陸軍大臣 白川義則殿

二月十六日陸普第六一三號照會ノ首題ノ件異存ナシ

陸軍
3 2. 27
前9.

陸軍
3 2. 27
前9.

陸軍
3 2. 27
前9.

1085

大正

密 五五四

參謀本部 參密第一三二號第二

八八式偵察機制式制定ノ件回答

昭和三年二月廿四日

參謀總長 鈴木 莊

陸軍大臣 白川 義則 殿

昭和三年二月十六日陸普第六一三號照會首題ノ件異存無シ



3 2. 25 午前 9.

陸

軍

陸軍省 照會

大臣ヨリ参謀總長、教育總監へ
別紙技術會議々長ノ報告ニ基キ八八式偵察
機ヲ假制式トシテ制定致度ニ付意見承知
致度

陸軍省 第六三三號 同 同 同

通牒

副官ヨリ技術會議々長へ
首題ノ件二月九日議會第五號覆申ノ
通決定セラレタルニ付通牒ス



通牒

副官ヨリ陸軍航空本部長へ

一月三十日附航部傘技第六號報告ニ基キ川崎機ヲ八八式偵察機假制式トシテ制定セラレシヲ以テ該構造要領六十六通謂製ノ上提出セラレ度

七七〇

右図面差生ニテリタ後官房ニ於テ別表配賦表

ニ依リ配賦セラレタリ

通牒

送

回

判決

川崎機ヲハ八式偵察機トシテ採用シ假制式トナスヲ適當ト認ム

理由

航空本部ニ於テ實施セシ基本審査及實用審査ノ成績ハ別表第一、第二ノ通ニシテ即此成績ヲ綜合スルニ左記ノ如ク川崎機ヲ最優秀トス

川崎機

本機ハ飛行性能ヲ充足シ操縦性、裝備

三三

三三

偵察通信等ノ成績良好ニシテ構造強度
射撃對敵編隊等ノ成績ハ特ニ優秀ニシ
テ實用ニ適ス

石川島機

本機ハ概ネ飛行性能ヲ充足シ操縦性装
備偵察通信等ノ成績良好ナルモ構造強
度射撃對敵編隊等ニ於テハ遺憾ノ點甚
カラス相當大ナル改修ヲ施サレハ實用ニ供シ
得ス

三菱機

本機ハ飛行性能良好ナルモ操縦性偵察

陸軍

觀測、通信、對敵編隊等ニ於テ其成	績充分ナラス而シテ之カ改善ハ困難ニシ	テ實用ニ供シ得サルモノト認ム
------------------	--------------------	----------------

陸軍

臺灣軍兵 兵器部	第二十師團 兵器部	第十九師團 兵器部	第十六師團 兵器部	第十四師團 兵器部	第十二師團 兵器部	自第十一師團 兵器部	第三師團 兵器部	第二師團 兵器部	近衛師團 兵器部	配賦箇所	配賦部数	小計	配賦箇所	配賦部数	小計
													配賦箇所		
兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部	兵器部
野戰砲兵學校	砲工學校	本廠	造兵廠	兵器局	兵器本廠	築城部	參謀本部	技術本部	航空本部	陸軍兵器部	陸軍兵器部	陸軍兵器部	陸軍兵器部	陸軍兵器部	陸軍兵器部
1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	4	2	1	1	1	1	1	1

八式偵察飛行機假製式圖配賦表

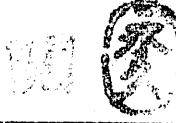
構造要領

1934

計 方 文 通	育 教		
	部 監 總		
	工 兵 學 校	通 信 學 校	士 官 學 校
		—	—
		—	—
			高 射 砲 隊
			—
			—

9155

決裁指定

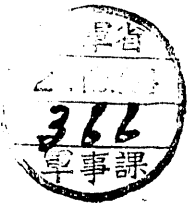


大 臣 官 房		主 務 局 課		決 裁 濟 認 證		受 領 件 名		連 帶 課 名
了 結	受 領	出 提	受 領	番 號		大 臣	受 領 號	
大 正 年 月 日	大 正 年 月 日	大 正 年 月 日	昭 和 二 年 十 月 三 十 日	昭 和 二 〇 一 〇 年 十 月 三 十 日		次 官	密 第 五 五 三 九 四 號 其 三 廳 名	
覽	決 行 後 回	帶	心	連	局 長	參 事 官	試 作 偵 察 機 審 查 期 日 延 期 件	決 行 後 回 覽 課 名
長	局	長	局	局	主 務 課 長	高 級 副 官	航 空 本 部	
長	課	長	課	課	主 務 課 員	主 務 副 官 官 房 主 計		

連帶課名



決行後回覽課名



24

9207

陸軍部

指令

陸軍航空本部長へ

十月十九日附航部補第三四四號申請

之通認可ス

昭和

●

陸軍部



大正十四年

航空部補第三四四號
二

2 10 20
午前 8
官場

航空部補第三四四號

試作偵察機審査期日延期ノ件申請

昭和二年十月十九日

陸軍航空本部長 井上幾太郎

陸軍大臣 白川義則殿

首題審査左記理由ニ依リ昭和三年一月末日迄延期相成度申請ス

左記

- 一、各會社共襲ニ提出セシ偵察機ハ實地調整ニ十分ノ餘裕ヲ有セサリシモノ、如ク審査ノ進捗ニ伴ヒ夫々幾多ノ缺點ヲ露ハシ此ノ儘審査ヲ進行スルモ十分ナル結果ヲ得ス
- 二、各機ニ於ケル缺點ノ大部ハ若干ノ改修正ニヨリ之ヲ除去シ成績ヲ向上シ得ルノ見込充分ナルヲ以テ頃ニ優秀ナル偵察機ヲ得ンニハ各會

陸軍省
航空部
2. 10. 20
秋 201
器材課

陸軍省
2. 10. 20
秋 201
器材課

三九

陸

軍

2201

社ニ其ノ缺點ヲ指摘シ相當ノ改^{修正}修^正ヲ請セシメタル後再審査ヲ行ヒ其ノ實績ト曩ニ得タル成績トヲ對照シテ精確ナル判決ヲ下スヲ最モ得策トス

三、前項ノ改修正ヲ實施セシムル爲ニハ少クモ一ヶ月ノ餘裕ヲ與フルヲ要シ從テ審査終了期限ヲ一ヶ月延期スルコト必要ナリ



6201

0301

官房印中

一月十三日

器材課

本報告十月二十日陸軍部第三〇五號
第一依ル西復申、受理、上関係各課
回覽セシムル依リ別冊、指導、下附
セシ度

上 幾 太 郎

自海部 森 本 妻 教
中鳥 服 森 佐 藤 新 教

航部發技第九五號

偵察機設計審査ノ件報告

軍事密第一三號

18.11.18
午後2時
器材課

陸軍部
2月14日
11時
器材課

18.11.19
午後10時
器材課

陸軍

航部發技第九五號

偵察機設計審査ノ件報告

大正十五年十一月十八日

陸軍航空本部長 井上幾太郎

陸軍大臣 宇垣一成殿

目題ノ件左記別冊ヲ以テ報告ス

左記

偵察機設計審査報告

壹部

口田出村富海部
谷波井西中島服森
佐木本妻
藤新款

0807

五月十一日
當部係管
印者務注
器材課

陸軍

陸軍省
15. 11. 18
午後 2 時
B 係印

軍事密第一三號

陸軍省
15. 11. 14
午前 11 時
軍事課

陸軍省
15. 11. 19
午前 10 時
器材課

第六三九號 共一

第三四二號

偵察機試作・関スル件報告

大正拾五年十月九日

陸軍航空本部長井上幾太郎

陸軍大臣宇垣一成殿

大正十四年十一月十四日認可相成候首題、
件、其後設計案、就キ審査ノ結果別
紙ノ通ニ付報告ス

別紙
呈上

15. 11. 10
午前 9 時
陸軍省

74
15. 11. 10
陸軍省

15. 12. 6
陸軍省
統制課

11. 11. 11
31
陸軍省

陸軍航空本部
印部

陸軍

達

陸軍航空本部へ

飛行機制式改正ニ関シ別紙要領ニ據リ審査ノ上覆
申ス可シ

陸軍

三〇五

十月二十日

秘

偵察飛行機制式審査要領

一、本審査新ニ採用スヘキ偵察飛行機ノ制式ヲ

決定スル為ニ行フモトス

二、本機ノ性能ヲ具備スルヲ要ス

上昇限度

七、〇〇〇米

常用高度

五、〇〇〇米

常用高度於テ
最大水平時速

二〇〇 浬

航続時間

四、五 時

有効搭載量

五、五〇 浬

乗員

二 人

三、本機、武装及武装満、左、各號ニ據ル

機關銃 (実包ニリロ發共)

四 (固定式ニ
四轉式ニ)

二十五種航空寫真機 (アイレ共)

五十種航空寫真機 (アイレ共)

無線電信電話機

高空設備

諸計器、消火器、夜間照明装置等

四、本機、型式、限定セサルモ、使用材料、主トシテ木

材タルヲ要ス、但シ、抗力又ハ機構、關係上、必要ナル

部分ニ、金屬ヲ使用スルコトヲ得

五、本審査為ノ民間航空機製造會社ヲシテ
 之カ設計及試作ヲ行ハシムルコトヲ得但此ノ場合
 ニハ豫メ案ヲ具シ申請スルモノトス

六、本審査ハ遲リモ大正十六年末迄ニ完了シ關係
 書類ヲ附シ其ノ結果ヲ覆復申スヘシ